

## 添付書類（提出部数は全て1部）

### (1) 添付書類

土地登記簿謄本 法務局(有料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> </ul>
公図の写し (縮尺1/1000) 市役所税務課(有料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地を赤で囲んでください。</li> <li>・分筆予定の場合は、分筆予定線を青で明記。</li> <li>・申請地周辺の公簿上の地目及び所有者を明記。</li> </ul>
変更申請箇所見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地図等のコピーでも可。</li> </ul>
土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画平面図及び配置図、立面図。</li> <li>・排水計画を図面に記載のこと。 ※市の排水に流す場合は建設課と事前に協議のこと。</li> <li>・住宅については、一般住宅で500m<sup>2</sup>となっています。 500m<sup>2</sup>を超す敷地の場合は事前に農業委員会に確認してください。 分筆予定の場合は求積図が必要となります。</li> <li>・増築や敷地拡張の場合は、既存建物等を含み明記。</li> <li>・資材置場については資材ごとの配置と通路等を明記。</li> <li>・駐車場については、収容台数がわかるよう駐車区画線を明記（駐車台数等の積算資料含む）。</li> <li>※施設の拡張をされる場合は、既存の駐車場、資材置場の配置図等</li> <li>※必要台数・必要面積となるので進入路、駐車場用地等については分筆等が必要となる場合があります。分筆をする場合は求積表が必要になります。</li> <li>・太陽光については、設置配置図、ワット数、パネル枚数等がわかるように図示すること。また低圧については「工事費負担金請求書（写し）」、高圧については「系統連携承諾通知（写し）」を添付すること。</li> <li>・排水計画を図面に記載のこと。 ※流量計算書を添付</li> <li>・編入の場合は不要。</li> </ul>
当該申請地を選定した理由書 (様式あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替地は、農用地区域外（農振白地又は農地以外）の土地を2～3ヵ所程度検討すること。（非農地の場合は不要）</li> </ul>
農業振興地域整備計画の変更申請地に関する承諾書 (様式あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者及び耕作者が自筆で署名し押印。</li> <li>・親等が所有者である場合も所有者が自筆で署名し押印。</li> </ul>
隣接農地承諾書 (様式あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣地所有者が自筆で署名し押印。</li> <li>・川や道路で隔たれている場合は不要。 里道、水路の場合は承諾書が必要。</li> <li>・編入の場合は不要。</li> </ul>
確約書 (様式あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更申請者が自筆で署名し押印。</li> <li>・編入の場合は不要。</li> </ul>

◎注意事項等

1. 土地の条件・事業内容によっては変更申出できない場合がありますので、変更申請書の提出を行う前に事前に農業委員会事務局で土地の条件・事業計画が転用許可基準を満たすかの確認を行った上で、申請して下さい。

2. 一部分を除外又は軽微変更をする場合は、添付していただく公図の写し上に分筆予定線を書き入れて下さい。また建築物の予定位置も公図の写しに書き入れて下さい。

3. 農用地区域からの除外や農用地の用途区分の変更（軽微変更）等については、農地転用許可申請、開発許可申請、建築確認申請等の手続きが必要になる場合がありますので、変更後に速やかに各種申請手続き等を行って下さい。

農振除外が認定された後、2年以内に農地転用等必要な手続きや事業着手等しないものについては、再度農用地区域に編入いたします。

4. 土地登記簿謄本（土地の登記事項証明書）交付日より3ヶ月以内のものを提出して下さい。

5. 変更申請書の提出後に、現地確認等のために市の担当職員等が申請地や既存施設に立ち入り、写真撮影等を行いますので、あらかじめご了承下さい。

6. その他、必要に応じて追加書類等を提出していただく場合がありますので、その際には早急に提出して下さい。

7. 農用地区域から除外し農地転用しようとする面積が40,000m<sup>2</sup>を超えるものについては、農地転用の農政局との事前協議が必要となりますので、農業委員会事務局へ相談して下さい。

- ・「添付書類」の左空欄部分に必要な添付書類があるのかどうかを確認するためのチェック欄として使用して下さい。
- ・申請を行う前に、添付書類が全て揃っているかをよくご確認して下さい。
- ・上記の「注意事項等」をよく読んでいただき、注意事項について承諾した上で、申請を行って下さい。

国東市農業振興地域整備計画変更申請書の受付期間

受付期間	4月末日、7月末日、10月末日、1月末日
------	----------------------

※受付期間の翌月下旬に審議会を開催します。

※審議会終了後、農振除外の変更結果通知を郵送するまで、約3ヶ月から4ヶ月程度かかりますので、農振地域からの除外申請する場合はお早めに準備して下さい。

※申請案件によっては、半年以上かかることもありますので、ご注意下さい。

<お問い合わせ先>

農政課農政係

TEL:0978-72-5167